

〔共同研究：非営利組織の研究〕

明治前期の非営利保険

武 田 久 義*

- 一. はじめに
- 二. 生命保険会社および類似保険組織の濫設
- 三. 保険事業の規制
- 四. 共済五百名社について
- 五. 結び

一. はじめに

1996年5月に、それまで日本における保険事業を大きく規定してきた「保険業法」の抜本的改正が行われ、翌年4月に施行された。それは、1900（明治33）年に制定された「保険業法」を根本から見直すものであった。すなわち日本の保険事業は、1996年の抜本的改正が行われるまでに若干の改正が行われていたとはいえ、基本的には1900（明治33）年に制定された「保険業法」にほぼ全面的に依拠していたのである。そしてこの「保険業法」は、日本における民営の保険事業のあり方を全面的に規定するものであった。すなわち、いかなる組織が保険や保障を行う主体となるかについて、「保険業法」は保険事業を営むことができるものを「株式会社」と「相互会社」の二つに限定し、それ以外の組織による保険事業の実施を禁止したからである。

「保険業法」は、同法制定当時、非営利組織として保険事業を行っていた組織および行う可能性がある種々の組織を、株式会社と相互会社を除いてすべて禁止した。つまり、「保険業法」の制定により、経営が不安定と見られる保険会社および類似保険を行う組織は合併させられるか、あるいは禁止されたのである。このように、非営利組織について考えようとするならば、「保険業法」についての考察を省くことはできない。

本稿は、「保険業法」によって非営利組織による保険事業の禁止に至る経緯についての考察であるが、生命保険事業を中心におおよそ以下のように叙述していく。まず最初に、保険業法制定までの状況について、明治時代初期の保険事業の開始から第一次および第二次の濫設について、類似保険を中心に概観する（第二節）。次いで、経営の不安定な保険会社および類似保険組織に対する監督と規制について見ていく（第三節）。第四節では、最初は類似保険として発足しながら、組織変更を通じて経営が安定した近代的保険会社へと変化していった共済五百名社について考える。

本稿は、考察の時期を「保険業法」の制定頃までとしている。なお、一部東洋漢字に改めたものもあることを、お断りしておく。

二. 生命保険会社および類似保険組織の濫設

(1) 保険事業の開始

最初に日本における保険事業の発生について、ごく大雑把に見ておこう。

日本で最初に民営による近代的な生命保険会社が誕生したのは、周知の通り1881（明治14）年の有限明治生命会社（現在の明治生命保険相互会社。以下、明治生命と記す。）である。しかしそれ以前に、保険および類似保険を実施する試みはいくつかなされている。最も早いのは、外国の保険会社による、主として外国人を対象

*本学経営学部

としたものである。1864（元治元）年の「ジャパン・ヘラルド」の付録として発刊され始めた日刊紙「デーリー・ジャパン・ヘラルド」に、ロンドン・アンド・ランカシャ社とノーザン・アシュアランス社の二社の広告が掲載されているという¹⁾。

日本人による保険の試みは、1873（明治6）年に設立された内外用達会社によるものである。しかしそれは、外国保険会社の代理店として営業を行ったものである。また、1874（明治7）年に「丸屋商社死亡請負規則」がつけられている。これは、同社の社員を対象とした制度であるが、積立金を設け、社員が死亡した場合には積立金の利息をもって弔慰金を支払うというものである。これは、近代的生命保険とはほど遠いものであるが、福沢諭吉の保険に対する考えを実現するための一歩を成したものである。そしてそれは、明治生命の設立にいたる過渡的な制度として一定の評価をすることができる²⁾。

このほか本格的な保険会社の設立のための試みとしては、1879（明治12）年若山儀一による日東保生会社の試みがあった。同社の計画は、ニューヨークのミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーに範をとり、相互組織によるものであった³⁾。そして、保険約款、保

険料、保険金、利益の分配や診査報状にいたるまで詳細に規定する等、精密なものであった。当時としては、きわめて科学的基礎を有する生命保険事業が計画されていたのである。しかし、同社への加入申込者が少なかったことで最終的には実現しなかったこともよく知られているところである。

その後、安田善次郎らにより1880（明治13）年に共済五百名社が設立されたが、これに刺激されて多くの類似保険会社がつくられた。そして明治前期、二度にわたる保険会社および類似保険会社の濫設が見られた。最初は1879（明治12）年から1884（明治17）年にかけてであり、次は日清戦争前後の1892（明治25）年から1899（明治32）年にかけてである。それぞれの時代に分けて、見ていこう。

(2) 第一次濫設時代

保険に関する知識が少しずつ普及し、保険に対する人々の関心は徐々に高まってきた。そして明治10年頃から、保険会社設立の気運が動き出した。1877（明治10）年6月19日の読売新聞における「共済設備の確立を要求す」と題する投書、1878（明治11）年5月25日の郵便報知新聞における「保険会社設立すべきの論」の記事、そして東京経済雑誌第二号における論文「危険請負」等、保険事業の実現を待望する声は活発になってきた。1878年には東京海上保険会社が設立され翌年から営業を開始したが、郵便報知新聞（1879年12月17日）は、「人命請負（ライフインシュアランス）」と題して、生命保険会社設立の必要性を強調している。このように、生命保険会社を希望する声は日増しに大きくなっていったが、生命保険に固有の数理的問題を解決する必要等もあって、すぐに生命保険会社を設立するにはいたらなかった。そして、まず賦課式方法による類似保険会社が設立されたのであ

1) 当時の外国保険会社は生損保兼営が多いが、1907までに220社が日本に進出している。そして外国生命保険会社のうちでプロビデント・クラークス・ミューチュアル・ライフ・アソシエーションが1877年に日本人を対象に保険を引受たことが明らかとされている。（財団法人日本経営史研究所編、『近代生命保険生成史料』、昭和56年、明治生命保険相互会社、109頁。）

2) 宇佐見憲治、「日本生命保険業発達史」（『新生命保険実務講座刊行会編、『新生命保険実務講座』第10巻、昭和42年、有斐閣、所収。）3頁。

3) 後述する安田善次郎との会談において、若山は、1878（明治11）年の時点では、資本金10万円をもって株式会社を起こそうという計画であった。しかし、翌年の会合では、相互会社によるものに変化している。（安田生命100年史編纂委員会編、『安田生命百年史』、昭和55年、安田生命相互会社、11頁-20頁。）この点について、三浦周行は次のように記している。「若山氏自身の告白に拠れば氏は最初は混合組織が我國情に最も適切なりと思惟したのであるけれども、後に至つて、「漸く此業體の組立を考ふるに、ミューチュアル會社にしたる方

遙に公平至當を得たるものなり」と考へ直したからである。而かも斯く前後に依つて改論変節の行れた動機は全く株金募集の困難なるが為で……」。〔我國に於ける生命保険業の首唱と其先驅〕（『経済論叢』第二十九巻第五号、所収）49頁。）

る⁴⁾。

当時設立された類似保険会社で代表的なものは、安田善次郎によって1880年に創立された共済五百名社（現在の安田生命保険相互会社の前身）であろう。共済五百名社については、節を改めて述べることにするが、共済五百名社設立の報は大きな反響を呼んだ。共済五百名社の創設は、その後の賦課式保険会社ぞく生の事実上の引き金となった。賦課式保険会社の濫設は明治14-15年であり、またそれらの多くは共済五百名社の制度および規約を模倣したものであった⁵⁾。『本邦生命保険業史』は、次のように記している⁶⁾。

「明治16年までに百数十社を算するに至った。而も爰に百数十社を算したというは、我々が都下の新聞数種を検出して得たものだけで、東京以外の地方新聞に及んでいないことと新聞に伝へられないものも相当数あるべき筈だから、全国における類似保険の総数は驚く程巨多を算したであろう」。

現在明らかにされている類似保険会社の設立状況は、次の通りである⁷⁾。

- ・1879年 2社
- ・1880年 5社
- ・1881年 38社
- ・1882年 38社

当時の賦課式保険会社のうちで、組織や運営方法が判明するものが21社あるが、それらの目的、組織形態、保険料の徴収、保険金の支払方法についてみた場合、その特徴として次の点が指摘できる⁸⁾。

- ①大部分が加入者の死亡に対する保険金の支払いという点では共通している。それ以外に、火災、疾病等に対する一定金額の給付を兼ねるものも多い。このほか、資金貸与、

抽選による一定金額の給付をするものもある。また、寺院の建設資金獲得を本来の目的としているものもある。

- ②いずれも入社金を徴収している。そして規約に基づいて、定期あるいは不定期に掛金を徴収している。
- ③社員の構成は、大部分が人数、口数による限定をしている。しかし、職域を制限しているものも一部にはみられる。また、行政区画による限定もある。
- ④役員の実任がいずれも不明確である。
- ⑤いくつかの組織は、入社金の一部または全部を公債証券の購入に当てる、あるいは銀行に預けるとしている。

また、笠原教授によれば、次のような特徴があるという⁹⁾。

1. 目的：大部分に共通しているのは①加入者の死亡のみを条件とするもの、又は②火災および③疾病の何れか又は両者とも包含したものを条件として一定金額を給付する。（家族の場合を含むものもある。）次にこれらの共通目的に加えて、④収監者の家族への一定金額支給、⑤出産の場合に一定金額支給、⑥抽籤による一定金額の支給、⑦資金の貸与、⑧疾病の場合の現物給付等。
2. 社員の義務：①入社金は最少30銭より最大7円を出すこと。……ほとんどが入社金の大部分を公債購入に当てることを明記している。②規約による事故の発生に応じて月毎に又は定期、不定期に掛金を出すこと。
3. 社員の権利：社員又はその家族は、規約による事故の発生によって一定金額の交付を受ける。（最高1000円、最少20円）
4. 組織：①東京府の行政区画に従って役員を互選するか、あるいは発起人が役員になっている。②大部分が社員数を500人とか1000人等に限定するか又は口数によって限定するだけで、地域、職域にかかわらず一

4) 宇佐見，前掲論文，6-7頁。

5) 安田生命100年史編纂委員会編，前掲書，42頁。

6) 『本邦生命保険業史』，保険銀行時報社編，昭和8年，80頁。

7) 開業等も含む。前掲，『近代生命保険生成史料』，238-269頁より作成。

8) 安田生命100年史編纂委員会編，前掲書，43-44頁。

9) 笠原長寿，「組合保険問題について」（笠原教授遺稿集刊行会編，『協同組合保険論集』，昭和57年，社団法人共済保険研究会，所収。）45-46頁を参考にした。

定年齢の男女を加入資格者としている。③社員の数が制限されているものには官吏500人を対象とする尚義社、芸人を対象とした諸芸共愛社がある。

5. 役員の実任：不明確。

さて、このような類似保険のうちで、非営利組織にあたるものは、どれくらいあるのか。「共済五百名社や共済千名社等の如く若干の技術的欠陥をもちながらも組織上からも内容的にも組合保険としての実態を備えていたものも少なくないこと、また、諸芸共愛社や尚義社の如く、加入者を芸人又は官吏に限定した職域的組合保険の萌芽が見られる」こと、また、興隆社や三縁社のように寺院の建設資金獲得を目的としたものや非営利組織とは思えない組織も少なくないが、「類似保険施設の中には、真に組合保険としての内容をもって経営されていたものも多い」という指摘がなされているのである¹⁰⁾。すなわち、当時設立された類似保険を行う組織の多くが非営利組織であると断定することはできないが、すべてが営利を目的として設立されたものでないことは明らかである。

それでは、これらの類似保険のための組織は、その後どうなったのか。まず最初に、濫設にともなう「競争による弊害があらわれ、次いで放漫経営、経営者の不誠実、背任行為等が生じた」¹¹⁾。次いで、「当時の社会不安と道徳的墮落は、これら類似保険に投機的な性格や無責任な経営態度をとらせることにもなった」¹²⁾のである。これらの類似保険組織について、『本邦生命保険業史』は次のように記している¹³⁾。

「賦課式相互保険に分類されるべきものであるが、拠出金は確率論に基礎を置かず、且つ負担不平等なること、また多分に射倖的色彩を帯びること、特に責任の所在不分明にして役員の特権を許す恐れあること、従って前途に不安あることが是等大多数の類似保険に共通

の欠点である」。

そしてこのような類似保険が多くの弊害を及ぼしたことも事実であろう。それらは、たとえばいくつかの新聞、雑誌等における社説、記事、投書等となってあらわれている¹⁴⁾。そして、社会的基盤が脆弱であった賦課式保険会社は、類似保険自体の固有の内部的矛盾、濫設による競争、投機性等により、共済五百名社を除いてすべて消滅することとなったのである。

(3) 第二次濫設時代

1881年(明治14年)に明治生命が日本における最初の近代的生命保険会社として発足したことは前述したところであるが、その後1888年(明治21年)に帝国生命保険株式会社(現在の朝日生命相互会社の前身)が、そしてさらに翌年には日本生命保険株式会社(現在の日本生命保険相互会社の前身)が営業を開始した。そしてこれら三社の堅実な発展によって、生命保険に対する社会の認識も深まっていった。しかし、1892、3(明治25、6年)頃から投機を伴った起業熱が旺盛となってきた。それは、多数の生命保険会社の新設を招来することとなった。そして当時、保険会社に対する監督・規制の法律はなく、その設立は容易であった。1993年(明治26年)度から1997年度までの5年間に60社が新設されたという¹⁵⁾。また、このような流れのなかで、再び数多くの類似保険の組織が設立された。

この頃の事情について、栗津清亮は次のように述べている¹⁶⁾。

「明治二十六年から同三十一年国家の法制に依つて保険事業の監督が行はれるまで六年間に四十四の主として株式組織に拠つた正式の生命保険会社が設立せられ、二十六、七、八年の三年間に中国、四国、九州の小都会に三百に垂んとする類似生命保険事業が起つたのである。而も後者は地方人士の盲目的撲倣に

10) 笠原長寿, 前掲論文, 46頁。

11) 前掲, 『本邦生命保険業史』97頁。

12) 黒田康行, 「わが国における保険の黎明」(日本保険業史編纂委員会編, 『日本保険業史』総説編, 昭和43年, 保険研究所, 所収。)27頁。

13) 前掲, 『本邦生命保険業史』82頁。

14) 同書, 82頁以下。

15) 前掲, 『日本保険業史・会社編』上巻, 13頁。

16) 『栗津博士論集(1)』昭和3年, 栗津博士論集刊行会, 378頁。

過ぎずして生命保険の根拠たる統計も学理も更に具備せぬ、所謂鵜の真似をする鳥であつたから幾もなく或は自ら倒れ或は官憲から解散の命を受けて残らず溺没したのであるが三府其他の大都会に設立された比較的大規模の前者四十三の会社も多くは撲擬者と同一運命を辿つて……」。

またこのような状態に対し、「読売新聞」(明治27.10.12)は、「保険会社を保険すべし」という題で次のように記している¹⁷⁾。

「頃者保険会社の設立俄に増加の勢あり是れ一は保険の業たる何人と雖ども容易に従事し得べきの事業たるを以てなり二は当初資金の払込を要すること他の事業に比して極めて少額なるを以てなり。而して三には銀行神商等が保険会社を設立したる結果により被保険者より領収する掛金を一手に蒐集して之を他に利用せんと欲するに因らずんばあらず然れども之を他の欧米諸国に比較せば其数未だ以て多きに過ぎたりと為す可からず、蓋し社会の発達、時勢の進歩につれ世人が保険の必要を感じるの念は次第に深く被保険者の数も之と共に増加し保険会社の設立亦随て日に多きを加ふるは勢の然らしむる所即ち其増加を切望し其設立を奨励する余輩に於ても固より異議あるなし然れども顧みて十数年前共済保険会社の勃興したる当時を回想せよ細民が粒々積み立てたる掛金は空しく狡猾残忍なる投機商人の手に奪はれ其結果保険会社は遂に一種の詐欺取材に終りたるの醜体を演じたるにあらずや……」

また、「東京日日新聞」(明治29.9.11-13)は、3日間にわたり「保険事業の監督」という長文の論説を掲げ、監督法規の制定を要求している¹⁸⁾。

しかしながら、この時期「職工生命」、「漁民生命」、「大阪簡易生命」、「商工生命」等の庶民階級を対象とする小口保険を営むことを目的とする会社が設立されている点は、注目すべきで

あろう。ここで、1893(明治26)年に設立された「職工生命」について簡単に見ておこう¹⁹⁾。

「職工生命」は、1893(明治26)年3月東京府知事に設立認可願を提出しているが、その表題には「有限責任職工生命保険株式会社」という名称が使用されている²⁰⁾。そして同認可願に添付された定款によると、一株25円で2000株、すなわち5万円の資本金をもって事業を開始することとしている。そして同社の特色の一つは、職工を中心とした庶民を対象としていることにある。「創立の旨趣」は、大略次のように記している。

一家の稼ぎ手が病気になったり死亡した場合には、その一家は困窮する。現在、我が国にも保険はあるが、それらは庶民のために設計されてはいない。しかし、西洋では貧しい庶民のための生命保険が存在しており、貧民も容易にこれに加入することができる。そこでは、富める者もまたこれらの保険に加入しているが、それは他の人々を救済しようと思うからである。そこで当社は、西洋にあるような会社を設立しようとするものである。当社は、加入者に函を預けておくと、加入者は毎日一定の金銭を積み立てておく。そして、当社の集金人が加入者のもとへ巡回し、一定の掛金を徴収する。そして被保険者が死亡したり病気に罹った場合には、細則に基づいて保険金を支給し、もって生活を保障することとする。

このように「職工生命」は、近代初期のイギリスにおいて労働者の救済機能を担っていた友愛組合やボックス・クラブの衰退に伴って発生した大規模な救済組合を思わせるものである。「職工生命」の当初の保険種類は、終身保険のみであった。ただし通常終身と特別終身の2種類があり、これらを甲乙丙の三つに区分した²¹⁾。

19) 同書、230頁以下による。

20) ただし、第一条には「当会社ノ社名ハ職工生命保険会社ト称ス」となっている。

21) これら3等級の区分は、掛金額の大小による区分と思われる。たとえば、「会社規則」の第二条第七節では、掛金額によって次のような区分がなされている。甲は、毎日1銭、乙は毎日5厘、丙は

17) 玉木為三郎編、『明治大正保険史料』第二巻第一編、昭和12年、生命保険会社協会、250-251頁。

18) 前掲書、第二巻第一編、384-389頁。

加入資格は15歳から55歳までであり、これを15歳から20歳、21歳から25歳、……と、5歳ごとに8段階に分けている。医的診査を行い、場合によっては謝絶することがあることを明記していることや、火薬製造等の危険業務従事者、軍艦や商船等の乗組員に対して割増保険料を設定している等、リスクに対して一定の考慮がなされていた。

ところで、読売新聞（明治26.5.19）は、「職工生命」の事業開始後12.3日で加入者が2百余名に達したこと、毎日20名以上の申込者があること、そして一昨日には横浜造船所の職工百余名の申込があったこと、そしてそのため、同生命が同地に支社を設置する予定であること等を記している。また同社は、6月には15歳から60歳を対象とした定期保険を、そして8月には15歳から45歳までを対象とした養老保険も新たに発売している。

なお、「職工生命」が株式会社形態を採用した理由について、「保険規則」は次のように記している。

生命保険ノ性質タル共済救護ノ趣意ニ出テ各被保険人ノ払込ミタル保険掛金ヲ以テ保険契約ニ基キ疾病渡金及ヒ保険金ヲ渡スヘキ営業ナレバ資本金ヲ要セサル道理ナレトモ天災及流行病等ニ際シ一時ニ巨額ノ保険金ヲ支払ウ場合モアルヘケレバ被保険人ノ安全ヲ図リ株式組織ニテ資本金五万円ト準備金ヲ積立テ確實ナル方法ヲ設ケテ之ヲ貯蓄シ不時ノ損耗ニ備フルモノナリ

以上のように、「職工生命」は、一定の存在意義をもって営業を行っていたことがわかる。そして、ここに見る限り、一定の成果をあげていたこともうかがえる。おそらく、他の小口保険を営んだ組織も同様であったのではないかと推察される。しかし、それらに対する問題がやがて明らかになる。すなわちそれらが、「小口保険を取り上げることによる経費高、ならびにこれが対象とする階層の死亡率の相対的高水準という重圧を負いながら、加入者階層の保険料負担能力および他

社との競争関係を顧慮するとき、割高の料率を課することが困難であるという二律背反の下に、それらはやがて経営破たん直面することになった²²⁾のである。なお、明治30年前後の調査によれば、当時の生命保険会社の半数以上が収入保険料の4-5割を超える過大な事業費を出していたことが報告されている²³⁾。

また、この時代には「仏教生命」、「有隣生命」、「明教生命」、「真宗信徒生命」、「真宗生命」、「日宗生命」、「禅徒生命」等の宗教団体を背景とする保険会社も設立された。しかしながらこれらの会社は、純益をそれぞれの宗派の布教・拡張のために使用することを明らかにしていたのであり、「末寺や信徒の生活保障よりもむしろ教団の財源確保の手段として起された」²⁴⁾ものであった。

以上のように、当時不十分ながらも近代的保険事業へ向けての自生的展開の芽が生まれ、それらが育ちつつあったと、一応考えることは可能であろう。しかしそれらは、後に見るように、「保険業法」制定施行を契機として、営業停止、解散等の処分を受けることによりその展開の芽をつみとられてしまう²⁵⁾のである²⁵⁾。

三. 保険事業の規制

若干を除いた保険会社および類似保険会社の多くが社会に対して弊害を及ぼしたことにより、1893年（明治26年）頃から農商務省内で保険会社取締法を制定するための討議が始められたほか、27年には粟津清亮に委嘱して保険事業の調査が行われた。また1893年に法典調査会は、保険会社の取締りを行う特別法を議決した。そして1896年（明治29年）に次の三つの項についての議決を行った²⁶⁾。

①保険会社に関する特別法は、商法中保険に

22) 水島一也、「日本資本主義の生成・確立と保険事業」(前掲、『日本保険業史』総説編、所収。)56頁。

23) 郵政省編、『郵政百年史』、昭和46年、431頁。

24) 水島一也、前掲論文、57頁。

25) 水島一也、同論文、57頁。

26) 黒田康行、「保険業法施行までの過程と保険業法の内容」(印南博吉編、『現代日本産業発達史』27、昭和41年、交詢社出版局、所収。)64頁。

関する規定議決の後、これを起草すること。

- ②その特別法制定にいたるまでは、保険会社は相互保険を除くほか、株式会社たることを要すること。
- ③相互保険会社といえども政府の免許を要すること。

また、1898年（明治31年）7月、商法の全面的施行にともない、日本における最初の保険事業の監督法規ともいべき「保険営業の公行」が実施された。そこでは、「保険会社の営業は官許を要し、行政官庁の職権による検査を受け、準備金その他営業上必要な規制を遵守することになり、個人または組合組織による保険営業にも適用される」こととなっていた。そしてその後、1899（明治32年）6月、保険事業の監督規定を定めた「商法施行法」が施行された。これによれば、保険事業の免許主義は踏襲され、保険事業は株式会社にのみ限定されることになった²⁷⁾。

一方、1893（明治26）年に設置された法典調査会において、保険会社取締法制定の必要性が認められ、これについての調査が進められていた²⁸⁾。そして、1900（明治33）年の第14回帝国議会に保険業法案が提出された。しかし、すでに見たように「商法施行法」においては株式会社にのみ保険事業の営業が認められていたにもかかわらず、この法案においては相互会社に関する規定が多かったため、相互会社を重視しているような印象を与えたようである。結果的には、この法案は修正の後貴族院および衆議院を可決した。そして翌1900年（明治33年）3月、保険事業の営業を株式会社と相互会社にのみ認めることを規定した「保険業法」が公布され、同年7月1日より施行されることとなった。

「保険業法」は免許主義を継承し、自由競争主義と公示主義を基本としていた。自由競争主義とは、「いわゆる需要審査を行なうことなく、会社設立計画が合理的であれば認可を与えることを意味し、公示主義とは、経営内容を詳細に

監督官庁に報告させると共に、株主・契約者にも公示させることによって、経営の堅実性を確保しようとするもの」である。そしてさらに、「同法は普通保険約款の記載事項を明示した。この他法律は、兼営禁止を明規すると共に、監督当局の監督権の行使についても詳細に規定している」のである²⁹⁾。

さて、「保険業法」の施行を前に4月に開催された地方官会議において、農商務大臣曾禰荒助は訓示を行なって、厳重な取締りを命じたという。すなわち、「新会社の出願にあたっては発起人の性行、財産、信用、技倆ならびに事業の見込みなどを精密に調査、報道し、既設会社にたいしてもその運営を監視し、公益事業不適当なものや不当な資本運用を発見した時は直ちに報告することを命じるとともに、詐欺的な類似保険は健全な保険の発達を著しく害するものとしてきびしく取締ることを命じたものであった」³⁰⁾。

これを受けて、1900年（明治33年）11月から翌年末にかけて、次の方針による検査が行われた³¹⁾。

- ①会社で法律・命令を着実に遵奉しているかどうか。
- ②保険営業の知識を有するかどうか。
- ③社内秩序および帳簿会計の処理が精密確實であるかどうか。
- ④現有財産の投資をどこに投資したか。
- ⑤収支を十分にてん補することが可能であるかどうか。

以上の検査は概括的に行い、危険の前兆があるものに対しては、容赦なく処分するという態度で臨んだ。そして結果的には看過することができない会社が少なくなり、次のような処置がなされた。

「保険業法」が公布された1900（明治33）年に生命保険2社が新契約の停止を命じられた。続いて明治34年17社、35年15社、36年4社、37年4社、38年6社、39年5社、40年3社、41年3社、42年2社と、多くの生命保険会社が姿を

27) 黒田康行、前掲論文、64-65頁。

28) 青谷和夫、「保険法制と監督行政の変遷」（前掲、『日本保険業史』総説編、所収。）を参考とした。

29) 水島一也、前掲論文、60-61頁。

30) 黒田康行、前掲論文、66頁。

31) 黒田康行、同論文、66頁

消した。理由は、不当経営や経営基盤薄弱である。それらは、任意解散、強制解散、任意または強制的な新契約停止、他社への合併もしくは包括移転等である³²⁾。

それでは、類似保険会社についてはどうであったか。『本邦生命保険業史』は、次のように記している。「類似保険には特に主務省が秋霜烈日の概を以て臨んだ為、33年末から翌年春にかけて解散するもの多く、この部類のものでは比較的有望と目せられた南豫生命保険合資（愛媛県）、愛国人事保険合資（鹿児島県）の如きも34年6月、解散の外なきに至った」³³⁾。このように、すべての類似保険会社は姿を消したのである。

ところで、すでに述べたように、「保険業法」においては相互会社または株式会社のみ保険事業を営むことが認められていたが、相互会社の設立に関するいくつかの計画は挫折し、相互会社はなかなか誕生しなかった。1902年（明治35年）になって第一生命保険相互会社が、そして1904年（明治37年）になって千代田生命保険相互会社が設立された。そしてこのように、保険事業が相互会社と株式会社のみ認められていたことが、後に各種の共済事業を生み出す最大の原因の一つとなった。

四. 共済五百名社

(1) 共済五百名社の誕生

以上、見てきたように、「保険業法」によって保険事業を営むことができるものは相互会社又は株式会社に限定された。そしてこれによって、類似保険会社ならびに経営基盤が脆弱な生命保険会社はことごとく消滅した。ここでは、最初非営利組織の類似保険会社から出発し、第一次の濫設期を生き抜き、後に合資会社、そしてさらに株式会社に組織変更した共済五百名社について若干の考察を行ってみたい³⁴⁾。

共済五百名社は、1880年（明治13年）1月に

賦課式方法による共済を実施する組織として創設されているが、最初に発足の経緯について簡単に眺めておこう。

同社は、安田善次郎が主宰していた社交グループの一つ「偕楽会」の集まりから生まれたとされている。すなわち、安田善次郎は、同グループのメンバーであった成島柳北、子安峻らとともに共済五百名社を結成したのである。しかし、安田善次郎はすでに述べた日東保生会社設立の計画を持っていた若山儀一と、明治11年3月から12年11月にかけてしばしば接触している。安田善次郎がこの時、共済制度について言及していることから考えて、安田善次郎には独自の共済制度についての構想があったものと思われる³⁵⁾。

それでは、この共済五百名社はどのような意図のもとに設立されたのであろうか。安藤良雄は、この点について大略次のように記している³⁶⁾。

安田家の中心的事業は、金融業であった。当時、大金融機関となっていた安田にとって、共済五百名社は安田家の事業としての位置づけは全くなかったと言えよう。安田善次郎は、純粋の「相互扶助機関」として共済五百名社

35) 「某日、商法會議所に於て旧水戸藩の某氏（編者曰く長谷川清氏のことであろう）との間に生命請合のことが話題に上つたことがあつて、互に計畫して見たいと話し合つたが、其節外国の算法は甚だむづかしいから、例へば先づ五百人の者が申合せて其の中の一人が若し死亡すれば社中にて二圓宛持ち出し、死者の遺族に一千圓宛与へる条件にせば如何と提言すると、席上居合せた楠本知事、小安峻氏、成島柳北氏等が賛意を表し忽ち十人許の賛成者を得たから、一人に付き五十人宛同志を募る約束で別れた。そして夫々親戚知人などを勧誘した結果十二年十一月十五日で満員となつたから、今日（十一月十七）これから集合して其の規則を定めるところである云々と談つたと伝えられている」。〔竹下清松編、『六十年史』、昭和17年、安田生命保険株式会社、6頁。〕なお三浦周行氏は、「安田氏の計畫は若山氏の保生会社を模倣したか、さなくも其誘導刺激を受けたものに相違なからう」と記している。〔我國に於ける生命保険業の首唱と其先驅（一）〕〔『經濟論叢』第二十九巻第四号、所収〕43頁。

36) 「共済五百名社の歴史的意義」、〔前掲、『安田生命百年史』、所収。〕16頁以下。

32) 安田生命100年史編纂委員会編、前掲書、108頁。

33) 前掲、『本邦生命保険業史』、116頁。

34) 以下の記述は、主として前掲、『安田生命百年史』を参考とした。

を位置づけ、そこに社会的意義を見いだしていただろう。安田善次郎はすでに若山儀一から近代的保険制度の仕組みに関する知識を得ていたにもかかわらず、賦課式方法を採用したのも、これを資本蓄積基盤の一つと考えていたからではなく、「相互扶助組織」ととらえていたからであろう。

そして第一回社員総会は1900年（明治13年）2月15日に開催され、ここで社員に対して保険証券が交付される。創立時の共済五百名社の内容は、おおよそ以下のようなものであった。

運営に関するすべてを規定した「申合規則」は、前文を付した全30条から成っている。同規則の前文および「設立趣意書」には、「相互扶助」の精神にもとづく生命保険事業の開始が告げられている。共済五百名社の創立から1年半後に、近代的生命保険会社としての明治生命が誕生するが、共済五百名社の精神は「互助共済」であり、制度や仕組みは科学的なものではなかった。『安田保善社とその関係事業史』は、「若山の日東保生社が、近代的構想をもつて出発したのに対し、共済五百名社はむしろ原始的経営の域を脱せず、計画内容が非常に相違していたことであつた。すなわち、共済五百名社の結社方針は、“純粋な同志間の相互扶助機関”を根本目標としたことであつて、申合規則に「抑モ該社タルヤ泰西ノ人命保険会社ト少シク異ナル有ルモ、慈恵ヲ第一主義トシ有志ノ者同盟シテ一社ヲ結ブ」ものと強調していることにより明らかであり、いわば当時流行の無尽講の掛金のように、結社員の掛金をもつて社員相互を救う素朴単純な方法で、近代的生命保険会社というには、まだほど遠い存在であつた」と記している³⁷⁾。

さて、同社の「申合規則」の要点は、次の通りである。

- ①社員は500人に限定する。欠員が生じた場合には、ただちに補充する。
- ②社員の選択においては、15歳から50歳までの無病の者とし、医師の診査等は要求しない。

い。

- ③掛金は年齢に関係なく一律とする。まず2円ずつ出しておき、恵与金を支払うたびに新たに2円ずつ払い込む。
 - ④掛金に当てるため、社員はあらかじめ若干の金を委託しておくことができる。これには相当の利子を付けた。
 - ⑤掛金を3回滞納すると除名する。その場合、すでに払った掛金も持寄金（基金）も返済しない。
 - ⑥恵与金は一律1000円とした。
 - ⑦社員の死亡または脱退による欠員の補充には、次の二つの方法をとった。一つは、死亡した社員の相続人を、年齢その他の点で支障のない限り必ず入社させる。そしてもう一つは、脱退しようとする者は、事前に幹事の認可を得たうえで、本人より年齢が低く、かつ無病の者を入社させなければならない。
 - ⑧創業の際に社員は持寄金としてそれぞれ6円を出す。この利子をもって、諸経費をまかなう。
 - ⑨この社の経営は、社員から選ばれた委員および幹事があたる。
 - ⑩事務員は書記2人、小使い1人とし、給料は持寄金の利子をあてる。
- ⑦に記されているように、共済五百名社においては、社員の若返り策が図られていた。これによって、経営の安全性を保とうとしたのであろう。

ところで、社員は、出身等から次の五つのグループで構成されていた。①安田善次郎の一族および安田銀行・第三国立銀行関係者、②維新政権下の官僚、軍人、③実業家、商工業者、④学者、文化人。旧幕臣の多くがこれに重なる、⑤その他。このような社員の構成をみても、共済五百名社は制度および実態において地縁的・血縁的「共同体」関係からは自由な、独立した組織であったことがうかがえる。それと同時に、加入者は経済的、社会的に当時のエリート集団であったということが出来るだろう³⁸⁾。それは、次のことから見ても明らかである。すなわち、

37) 「安田保善社とその関係事業史」編修委員会、『安田保善社とその関係事業史』昭和49年、同委員会発行、86頁。

当時の掛け金2円が1人1ヶ月の食費を賄うのにほぼ十分であったことである。定期的に掛け金を払い込むことができる層は、ある程度限定されるということである。共済五百名社が13年の後に近代的保険会社に転換できた根拠の一つは、このような負担に耐えることができる層を中軸として構成されていたからであろう³⁹⁾。

ところで、類似保険がもつ固有の矛盾については多くの研究者が指摘するところであるが、青木延一は、共済五百名社における主要な欠陥に関して次のように述べている⁴⁰⁾。

1. 社員数を五百名、保険金一千円、保険料毎回二円宛を定めている。五百名の定員を割つた場合には保険金額を減ずるか、保険料を増さなければならぬ訳で、約束履行のためには定数保持が絶対の要件になってくる。

欠員の補充については一応の規定があり、死者の相続人は第二期社員として必ず入社することになっており、退社員は必ず予め代員を定めて入社せしめなければならぬことにしてあるが、当初は兎も角として久しきに亘つて実行可能か否か。

2. 社員が死亡した都度次の恵与金支払準備のために掛金を集めるのであるが、掛金の不払が出た場合如何に処置するか。除名の規定があり、除名の際没収する持寄金の額と滞納掛金の額との間に均衡を保つてはいるようなものゝ、ただそれだけでは充分とはいえない。定数絶対保持の要請と関連して来る。
3. 年齢の如何を問わず同一の掛金としている。なる程創立当時は一流の人物を以て組織したのであるから、年齢差は著しいものでもなく、また相互扶助の美德意識、社交団体的寛容さもあつて、さしたる不公平も感ぜずあまり詮議立てする者もないかもしれないが、第二期以降の社員になると相当の年齢差も現れ、また創設当時の社員であ

る先代に比べると経済力、社に対する親和心、愛着心などに差異がある筈であるからその面からもまた批判が起り掛金滞納の因を作り出すであろう。

4. それにも増して重大な問題は死亡増加に対する賦課式保険の欠陥である。社員は創立の当時既に相当の年齢に達している人が多かつたのであるから死亡が年とともに増加して来るのは自然の勢で、従つて掛金を徴収する頻度即ち賦課式による保険料率は当然に増加して来る。特に定数を五百名に限定し死亡、退社の代員以外には新加入を認めないのであるから死亡率増加即ち保険料率の増加割合は相当高いと見なければならぬ。かくして社員の負担が年を追つて大きくなつて来ることは掛金不支払の問題につながつて来る。

さて、これへの対処として、はやくも1885、86(明治18、19)年に「申合規則」の改正が行われることになる。すなわち、1882年度から掛け金の滞納者が現れ始める。1883年度には、掛金未納額は年度内総計で1144円、そして1884年度には1800円に及び、経営を圧迫するようになる。その背景としては死亡者の増加に伴う負担の増大、第二代社員の意識の希薄化、松方デフレ下での経済的困難等によるものがあつたとされている。このような事態に対応して改正された「申合規則」の主要点は、次のようなものである。

- ①入社に当たって医師の診査を必要とする。
- ②入社の際の持寄金を6円から8円に引き上げる。
- ③掛金を月掛け方式に改める。これに伴い、恵与金は、死亡の順番に月々一人ずつ支払う方式に改められた。
- ④第一期の社員が死亡した時は、恵与金のうち700円だけを支払い、300円は第二期の社員の掛金の元資金に当てることとした。
- ⑤欠員補充の体制を強化した。

しかし、社員の欠員は明治20年代以降は恒常的に60人を超えるようになった。また、掛金の未納額も1200-1300円に達するようになる。そし

38) 安藤良雄, 前掲論文, 30頁以下。

39) 安藤良雄, 同論文, 37頁。

40) 青木延一, 『保険学雑誌』第390号, 43-44頁。

て、1892年（明治25年）には、再度「申合規則」の改正がなされた。主な改正点は、次のとおりである。

- ①欠員を生じたときは、社員の紹介により、東京市居住の戸主で、20歳から45歳までの者の入社を認める。
- ②月掛金滞納による除名を、3回滞納から6回に緩和した。
- ③入社後20以上経過した社員には、掛金の払い込みが困難なときは、相当の利子を付けて貸付ができるようにした。
- ④社員が死亡したとき、第一期社員は400円。第二期社員は300円を積立金として納付させることとした。
- ⑤新入社員の持寄金を10円から50円までの間と改め、年齢によって差を付けることとした。

このように、1892年の改正は、一つには、賦課式保険に内在する根本的な問題への対応であった。しかし、この制度を維持する以上、根本的解決は不可能であった。以下に見るように、欠陥は社員の補充方法と未納掛金の補填方法にはっきりと現れていた。

（社員の異動状況）（単位は人）

- 20年度：死亡10，入社19，欠員58。
 21年度：死亡18，入社13，欠員65。
 22年度：死亡7，入社8，欠員65。
 23年度：死亡15，入社5，欠員63。
 24年度：死亡12，入社1，欠員68。
 26年度：死亡1，入社14，欠員50。

（掛金の未納額）（単位は円）

- 16年度：1144
 17年度：1800
 20年度：552
 21年度：1201
 22年度：1332
 23年度：1388
 24年度：770

以上のように、類似保険の持つ矛盾によって組織は根本的な変革を迫られていた。そして、明治27年、共済生命合資会社として発展的に解消したのである。

(2) 合資会社へ組織変更

共済五百名社は1894年（明治27年）3月末日をもって終了し、共済生命保険合資会社となった。3月12日に開催された総会に退出された「共済五百名社組織改革之件」には、解散の理由としての賦課式保険の欠陥が次のように率直に表明されている⁴¹⁾。

社員ノ多数ハ漸ク老ヒ四五年乃至十年ノ後ニ至レハ毎年ノ死数予定ノ上ニ出テ後レテ死セルモノハ死亡ノ後尚数年間月懸金ヲ納メ而シテ後初メテ互救金ヲ受クルノ不便ヲ生シ從テ大ニ生ヲ慰メ死ヲ吊スル本社ノ精神ヲ空フスルニ至ルノ恐アリ此恐ヲ除カント欲セハ殆ト本社現在財産ニ倍スルノ財産ヲ備ヘサルヘカラスコレ大ニ憂フヘキコトナリ（中略）

本邦商法発布セラレテヨリ諸般ノ会社ハ悉クミナ其認可監督ヲ受ケ大ニ世人ノ信用ヲ増スコト、ナリタリト雖ヒトリ本社ハ此法律以外ニ立ツカ故ニ法人タルノ権利ヲモ得ス法律ノ保護ヲモ受クルコトヲ得ス從テ財産ノ如キモノニ役員ノ私財トナシテ保管セサルヘカラスコレ甚タ不安心ナルコトニシテ会社ノ前途ヲ慮レハ亦大ニ憂ヘサルヘカラサルコトナリ
 以上二ツノ憂フヘキモノアリコレ本社組織改革ノ案ヲ提出シタル所以ナリ……

そして、合資会社の保険規則の付則には、次のような事項が記されていた。

「第一、当会社ハ金貳拾万円ノ資本ヲ以テ組織セル合資会社ニシテ、世人ノ委託ニ応ジ生命保険ヲ営ムモノナリト雖トモ、他日時機ヲ見計ヒ、保険契約人四分ノ三以上ノ合意ヲ得テ相互会社トナスモノトス

第二、前条組織変更ノ場合ニ至テハ、社員ノ出資額ハ各社員ニ返戻シ、責任準備金ハ相互会社ニ引継キ、元資積立金ハ社員ト相互会社ト半額ツ、分配スルモノトス」

このように、共済生命合資会社は、時機をみて相互会社に組織を変更するための改組の手続きおよび残余財産の処分を予定していた。そして、400件の契約と、392000円の財産が新会社に

41) 前掲、『六十年史』、48頁。

引き継がれた。この組織変更に関して、矢野恒太との関係について一言触れておく必要があるだろう。

矢野恒太は1893年(明治26年)に「非射利主義生命保険会社の設立を望む」という論文を発表し、非営利的経営の必要性を強調していた⁴²⁾。矢野は、安田善次郎に「科学的基礎に立つ生命保険会社を新たに設立し、五百名社の社員をこの新会社に抱擁するのが最も妥当である」という考えを示したのである。矢野の考えるところは、安田善次郎の考えと基本的に一致していた。そこで、相互主義を主張する矢野恒太の協力を得て、将来、非営利の相互会社に転換することを前提としていた。合資会社の形態をとったのは、当時、相互会社が法制化されていなかったためである。そして、合資会社であっても利益金の処分において加入者本位を貫くことを基本としていた。出資者には、年6分を超える配当はせず、それ以上の利益は加入者に分配することとしたのである。

(3) 合資会社から株式会社へ

共済生命保険合資会社は、1900年(明治33年)4月2日、株式会社に移行することに関する農商務大臣の認可を受け、そして4月11日に組織を変更した。将来は相互会社に転換することを掲げてきた共済生命が、なぜ株式会社を選んだのか。『安田生命百年史』は、次のように記している⁴³⁾。

明治32年6月、商法施行法が実施されたが、同法の第96条で「保険事業ハ株式会社ニ非サレハ之ヲ営ムコトヲ得ス」と規定され、97条以下で保険会社の経営活動に関するさまざまな監督規定が設けられた。当時すでに合資会社として存在している会社については、ひき

つづき旧組織のまま営業することを許可されたが、法律が要求している趣旨は、合資会社よりも経営基礎の堅実な株式会社であった。(中略)当社は元来、相互組織にもっていくことを素志としており、それに必要な法律の制定を待っていた。しかしながら、試行された商法が株式会社を指向した以上、当社としても何らかの対応措置を検討せざるをえなかった。合資会社として存続させるか、株式会社に変更するか、社内で真剣な論議を戦わせた結果、①商法の精神を尊重する、②実質において十分相互主義をとり入れる、という二点を重視して、株式組織に移行することに一決した。

そしてまた、次のようにも記している。

「当社の相互会社への変更は、その後太平洋戦争終結後の昭和22年まで実現しなかった。その間、第一生命(明治35年創立)、千代田生命(明治37年創立)などが相互会社として出発し、その他の株式会社との間に激しい優劣論が展開されてきた。この間にあって当社も慎重に検討をつづけたが、相互会社と株式会社との実質において大きな相違があるわけでもなく、にわかに判断しがたい状況下にあった。したがって当社としては即断を避け、合資会社から株式会社への変更の際にも申し合わせたように、株式組織に移行しても実質において十分に相互主義をとり入れていくという方針を継続したのであった。

すなわち、株式会社移行後も、株主の受ける配当金は年6分を超えてはならないことを厳に規定し、定款をもって株主配当独占を防止し、契約者第一主義の精神を貫いてきたのである」。

おそらく、前述した1896年(明治29年)の法典調査会の株式会社を重視する意向、そしてここに記されている「商法施行法」が大きく支配したのであろう。

さて、1900年4月に株式会社への組織変更後も、同社が相互主義を十分に考慮した営業活動を行ったことは、おそらく間違いないだろう。しかし、株式会社形態を採用したことによって、

42) 矢野恒太の同論文は、前掲、『明治大正保険史料』に全文が掲載されている。

43) 前掲、『安田生命百年史』、105頁-107。また、安田生命保険相互会社社史編纂委員会編、『八十年史』、昭和36年、安田生命保険相互会社、36頁には、「当社としても合資会社組織にいろいろ不便を感じずようになっていた折柄であった云々」とも記されている。

株主への利益を考慮する必要性が生じたこともまた、事実であろう。相互会社形態を選択しなかったことの背景と理由は理解できるとしても、そのことを通じて組織における一つの変化が生まれてきたことは、否定できないのではないか。

五. 結 び

明治前期、多くの類似保険を行う組織が誕生した。しかしそれらは、共済五百名社を除いてすべて短期間に姿を消した。それは一つには、類似保険に固有の内的矛盾によるものであった。それは、経営の不安定に直結する。そして二つ目として、組織そのものが社会的にみて存続する意義を有しない非倫理的なものであり、早晚消滅するべきものであったためである。三つ目として重要なことは、政治的な規制が行われたことである。見てきたように、第二次濫設時代の類似保険組織に対して、当局は徹底的に取り締まったのである。当局は、保険の営業を一部の有力なあるいは経営内容の堅実なものだけに限定したのである。

このことにより、非営利あるいは社会連帯という観点からみて望ましいと思われる組織も、結果的に社会から排除されることとなったのである。このことは、見逃すことができない重要な意味をもっている。すなわち、全体からみて

好ましくない事態が生じるとき、好ましくない事態を引き起こす可能性があるものはすべて禁止あるいは排除されるおそれがあるということである。それがいかに好ましい社会的結果を生み出す可能性があったとしても、である。もう一つ、忘れてならないことは、組織の経営についてである。見てきたように、多くの非営利組織は失敗した。組織が存続するためには精神のみをもってしては困難であることのよい例であろう。非営利組織が変化の時代を生き抜くには、経済の面でも十分に対応できる力を持つことが必要である。

このように政治と経済は、組織が存続していくうえでの重要な考慮事項である。しかしそれと同時に、非営利組織の最大の意義がミッションにあることを忘れてはならない。いかにして、ミッションを維持しつつ、時代を乗り切っていくかが、いま問われているのではないか。今後の課題としたい。

(本稿は、共同研究プロジェクト「98共121非営利組織の研究」の成果の一部である。この報告の作成にあたって、共同プロジェクトのメンバーおよび総合研究所の皆様に種々ご指導とご協力を頂いた。記して感謝の意を表する次第である。)

Non Profit Insurance Companies in Early Meiji Japan

Hisayoshi TAKEDA

In 1880, “Kyosai-gohyakumeisha”, which is a mutual aid company composed by five hundred persons, has been established by Zenjiro Yasuda. This company was a non profit company and was not a modern life insurance company. After the establishment of this company, many similar companies were born. And we can notice two waves of the settlement of new companies, one was around 1880s and the other was around 1890s. But, Most of the newly established companies then had some defects such as poor funds and unstable management. And some were dishonest. By the way, a life insurance company of modern function named “Meiji Life Insurance Company” was established in 1881. And later, some life insurance companies which have the function and advanced skill of modern life insurance were established, too.

In 1900, “Insurance Business Law” was settled to control insurance business. And this Law prohibited the business of the similar insurance companies. Then, except “Kyosai-gohyakumeisha” which was changed to modern insurance company and was named “Yasuda Mutual Life Insurance Company”, all similar companies were prohibited to carry their business. Some similar companies were honest and welcomed by the members of the companies, but they had to disappear, too.

Many Non Profit Organizations are established in these days, and much more organizations will be settled in the future. Perhaps we can learn some from the experience of similar insurance companies of early Meiji Japan.